

熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「別表の教育職給料表(1)又は」を「別表第2の教育職給料表(1)又は給与条例別表第3の」に改める。

第4条中「人事委員会規則」の次に「又は規則」を加える。

第5条第1項中「割振り」を「割り振り」に、「休日等（一般職の給与条例）」を「熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）」に改め、「をいう。）」を削り、「含むものとする」を「含む」に改め、同条第2項中「場合で」の次に「あって」を加え、「緊急に」を「緊急の」に改める。

第6条中「教員に」の次に「ついて」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。